

令和7年度第2回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 次第

日 時 令和7年10月4日(土)
午後1時00分から
会 場 松本市役所 東庁舎3階
議員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 地域密着型サービス等事業予定者の選定について 資料1

イ 松本市認知症施策推進計画(素案)について 資料2

(2) 報告事項

ア 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について 資料3

イ 地域密着型サービス事業者等の指定について 資料4

4 そ の 他

5 閉 会

(協議事項)

地域密着型サービス等事業予定者の選定について

1 趣旨

第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス等の事業予定者を選定するに当たり、提出された事業計画書等により審査をするものです。

審査の結果、適切と認められた選定候補者を松本市が選定事業者として決定します。

2 応募法人

No.	サービス名	法人名	応募数	公募数
1	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人 慈千会	9床 新設	18床
2	(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (混合型)	社会福祉法人 心泉会	39床 転換	75床
3		株式会社ほっと・はあと	29床 転換	
4		株式会社ケアズリンク	25床 転換	

3 審査の方法について

(1) 書類審査

高齢福祉課にて事前に応募要件の適否及び内容等について書類審査を実施済みです。

(2) 本審査

分科会にて次の手順で本審査を行います。

ア 事業者プレゼンテーション 10分

イ 質疑応答 10分

ウ 事業者退出後、委員が採点

エ 回収した審査表を同室にて集計し、合計点を算出

オ 全ての審査後、集計結果を発表

(3) 選定方法

ア 委員の6割以上が評価点を60%未満(35点以下/60点)とした場合は、選定候補者とししない。

イ 委員の6割が評価1に採点した審査項目がある場合は、選定候補者とししない。

ウ 「特定施設入居者生活介護」は、当該審査結果に基づき、上位の選定候補者から順に、応募に係る人数を配分する。

(4) 審査評価票及び審査資料

別紙のとおり

(協議事項)

松本市認知症施策推進計画（素案）について

1 趣旨

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき策定された「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、高齢者施策の一体的な実施のため第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に包含して松本市認知症施策推進計画の策定を行います。

つきましては、計画（素案）について委員の皆様にご協議いただくものです。

2 国・県・市における経過

- 【国】 令和元年6月 認知症施策推進大綱
 令和6年1月 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
 12月 認知症施策推進基本計画策定
- 【県】 令和6年4月 第9期長野県高齢者プラン策定（長野県認知症施策推進計画包含）
- 【市】 令和6年6月 第1回松本市認知症施策推進協議会にて第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に包含し、市町村計画策定の承認を得る
 令和7年6月 認知症地域支援推進員連絡会で計画素案検討
 7月 第1回 松本市認知症施策推進協議会
 （オブザーバー：ご家族、長野県若年性認知症支援 Co）
 計画策定の基本方針の検討、計画素案への意見徴収を実施

	2019年 R1	2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11
【国】	R1年 認知症施策推進大綱 R6年 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 （市町村計画の策定が努力義務となる） 12月～認知症施策推進基本計画（期間：5年）						
【県】 長野県高齢者プラン	長野県老人福祉計画 第9期 介護保険事業支援計画 長野県認知症施策推進計画				長野県老人福祉計画 第10期 介護保険事業支援計画 長野県認知症施策推進計画		
【市】 安心・いきいきプラン松本	第9期 介護保険事業計画 高齢者福祉計画 （第3編第2章認知症施策の総合的な推進）包含 ●松本市認知症施策推進計画				第10期 介護保険事業計画 高齢者福祉計画 R9～11年（期間：3年）		

【見直しを行う項目】

	第9期計画（第3編第2章） 令和8年4月～	第10期計画策定時 令和9年4月～
①現状と課題	★差し替え	見直し
②施策の方向	★差し替え	
③主な取組み	継続	
④目標	継続	

3 計画素案について 別紙のとおり

○主な変更点

	【新】 令和8年4月～ 松本市認知症施策推進計画 第9期計画（第3編第2章）に包含	【旧】 第9期計画（第3編第2章）
根拠	認知症基本法 認知症施策推進計画	認知症施策推進大綱
基本的な考え方	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 ⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進 共生社会 「人権ベース」	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく 共生社会 「共生」と「予防」
目指す姿	認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく 暮らし続けることができる 松本市	認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市
施策の方向	4つの柱（人権重視へ） (1) 認知症の人に関する理解の増進 (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保 (3) 認知症の早期の気づきと対応の支援 (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	4つの柱 (1) 普及啓発・本人発信支援 (2) 予防 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者支援 (4) 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援

松本市認知症施策推進計画（素案）

1 現状と課題

認知症施策は、2024 年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、法的な位置づけを強化しつつ、人権を重視したアプローチへと転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。

本市においても、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた施策を推進してきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題となっています。また、認知症に関する相談窓口が十分に認知されていないことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等の課題があります。

こうした課題を踏まえ、認知症施策を再整理し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

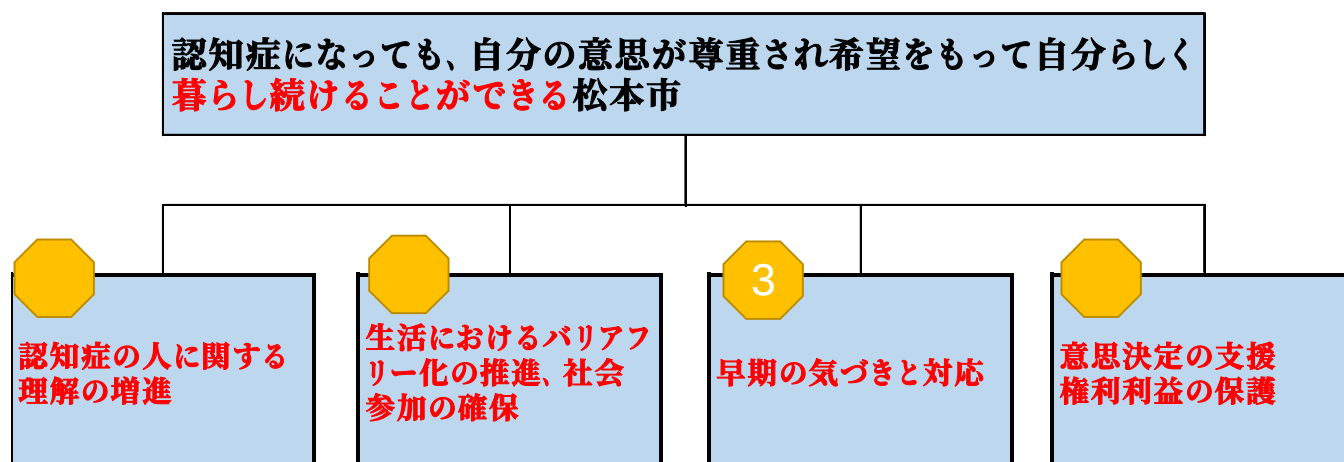
高齢者等実態調査結果からみた現状と課題

項 目	割合 (%)
介護、介助が必要になった主原因として「認知症」と回答 （「高齢による衰弱」「骨折・転倒」に次ぐ第3位）	18.5
認知症に関する相談窓口の認知状況（知らない）	87.7
現在の生活を継続していくに当たって主な介護・介助者が不安に感じる 介護等で「認知症への対応」と回答（第1位）	30.9
認知症になっても安心して暮らしていくために充実が必要なこととして 「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」と回答 （「認知症の受診・治療ができる病院など」「専門相談窓口」「入所できる施設」「緊急 時に対応できる病院など」「在宅サービスなど」に次ぐ第6位）	23.1

※高齢者等実態調査結果より(一部複数回答)

2 施策の方向

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。



(1) 認知症の人に関する理解の増進

認知症を誰もがなりうる身近なものとして「自分ごと」として捉える意識の醸成や、「新しい認知症観」の普及啓発を推進します。また、正しい理解を深めるため、本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信できる活動を支援します（本人発信支援）。

(※)「新しい認知症観」：認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

認知症の人が自立し安心して暮らすため、心理的バリアフリーの視点を重視しながら、地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備を進めます。また、地域の実情に応じて、本人発信の場や本人や家族の社会参加機会の確保を図ります。

(3) 認知症の早期の気づきと対応の支援

認知症への「備え」や「早期の気づきと対応」に関する知識の普及を行い、早期に気づき・相談できるよう相談窓口の体制整備及び周知を推進します。

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

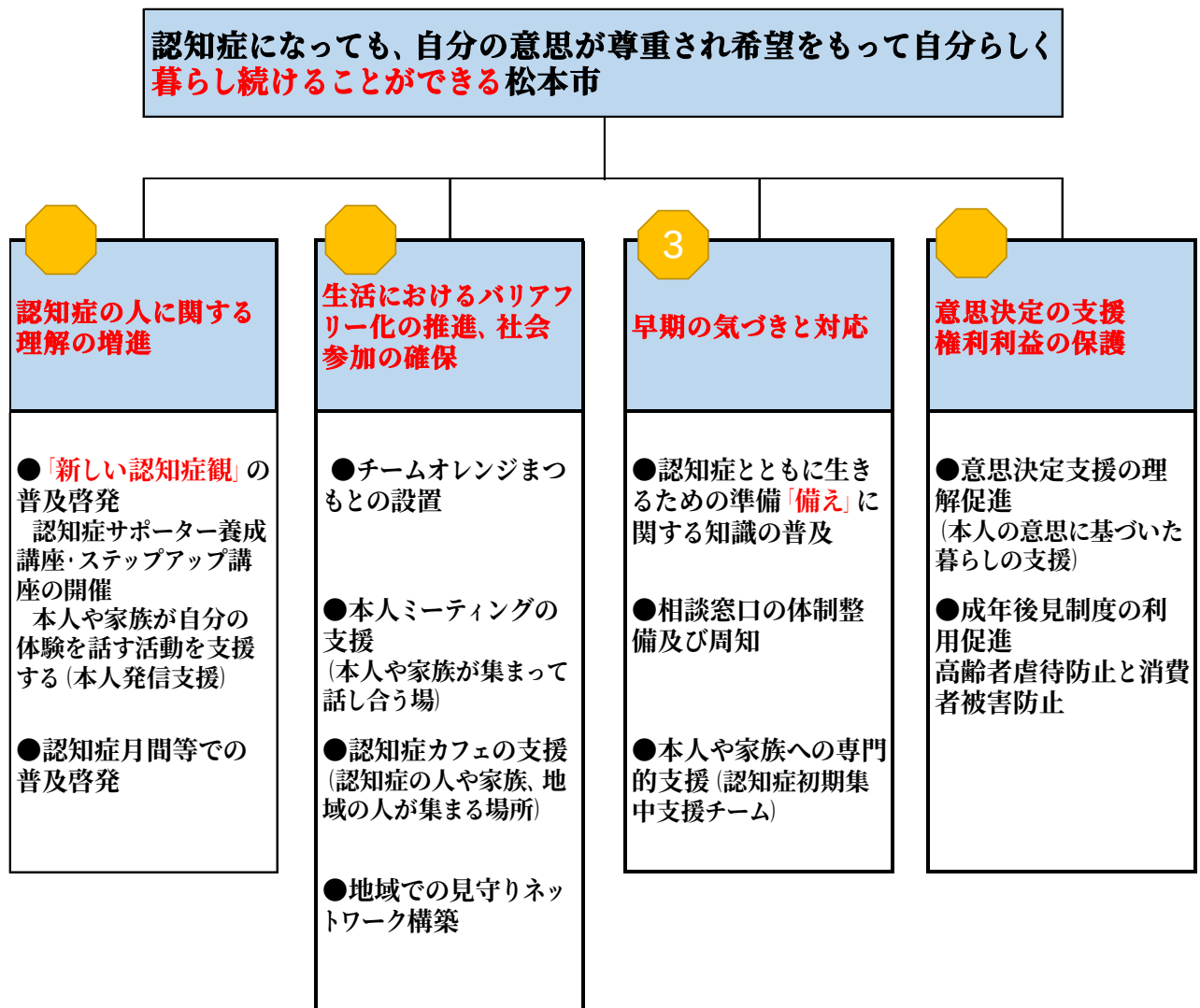
本人が自らの意思に基づいた暮らしが営めるよう、本人や家族、関係者に対して意思決定支援の重要性の理解の促進及び権利利益の保護を推進します。

3 概要図

松本市認知症施策推進計画(素案) 概要図

期間: 令和9年3月末まで

位置づけ: 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に包含



新旧対応表

【新】 令和 8 年 4 月～ 松本市認知症施策推進計画（第 9 期計画第 3 編第 2 章に包含）	【旧】 第 9 期計画 第 3 編第 2 章 認知症施策の総合的な推進
1 現状と課題 認知症施策は、2024 年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、法的な位置づけを強化しつつ、人権を重視したアプローチへと転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。 本市においても、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた施策を推進してきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており<u>正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題</u>となっています。また、認知症に関する<u>相談窓口が十分に認知されていないことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等</u>の課題があります。 こうした課題を踏まえ、認知症施策を再整理し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。	1 現状と課題 全国の認知症高齢者の将来推計では、令和 7 年には 730 万人（65 歳以上の人の約 20%）が認知症になるといわれています。高齢化の進展に伴い、今後も増加していくと予測されており、誰にでも起こりうる可能性があります。 松本市高齢者等実態調査（令和 4 年度調査）から、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所の回答として、「できるかぎり自宅に住みながら介護サービスを利用したい」が 45.6%と最も多く、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域や自宅での生活を望む市民が多い現状です。 これまで、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」「予防」を踏まえた施策を推進してきましたが、<u>未だに認知症（若年性認知症も含む）の正しい理解が進んでいません</u>。そのため、認知症の方本人（以下「本人」という。）の<u>社会参加も進みづらく、インフォーマルサービスの活用による地域とのつながりが少ない現状があり、本人の活躍の場が少ないこと、対応に不安を抱える介護者が多いこと</u>が課題です。 また、<u>相談窓口を知らない市民が多く、早期相談、早期対応に課題</u>があります。
2 施策の方向 認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。	2 施策の方向 認知症施策推進大綱の中間評価（令和 4 年）や、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 6 年）」の施行を踏まえ、第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に認知症施策推進の方向性を包含し、「共生社会」に向けて施策を進めていきます。 認知症は誰もがなりえる可能性があります、すぐに全てのことができなくなってしまいうけではありません。一方的に支援を受ける側ではなく、本人発信支援として正しい理解の促進のため共に取組み、住み慣れた地域で、その人らしい生活の実現を推進していきます。 認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく日常生活を過ごせる松本市～認知症とともに笑顔あふれるまちづくり～を目指します。

新旧対応表

【新】	【旧】
(1) 認知症の人に関する理解の増進 認知症を誰もがなりうる身近なものとして「自分ごと」として捉える意識の醸成や、「新しい認知症観」の普及啓発を推進します。また、正しい理解を深めるため、本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信できる活動を支援します(本人発信支援)。 (※)「新しい認知症観」:認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。 (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保 認知症の人が自立し安心して暮らすため、地域や企業、公共機関等と連携しながら生活支援体制の整備を進めます。心理的バリアフリーの視点を重視しながら、地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備を進めます。また、地域の実情に応じて、本人発信の場や本人や家族の社会参加機会の確保を図ります。 (3) 認知症の早期の気づきと対応の支援 予防認知症への「備え」や「早期の気づきと対応」に関する知識の普及を行い、早期に気づき・相談できるよう相談窓口の体制整備及び周知を推進します。 (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 本人が自らの意思に基づいた暮らしが営めるよう、本人や家族、関係者に対して意思決定支援の重要性の理解の促進及び権利利益の保護を推進します。	○普及啓発・本人発信支援 ・本人発信を支援し、本人や家族の声を踏まえ、認知症施策、地域の仕組みづくりを推進します。 ・認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を幅広い年代に行い、認知症の正しい理解を進め、地域のインフォーマルな活動の促進を図ります。 ・医療機関などと連携し、認知症相談窓口(若年性認知症も含む)の周知と認知症ケアパスを活用した早期の気づき・発見、対応のための関係づくりを構築します。 ○予防 ・フレイル予防事業と連携しながら、認知症・介護予防につながる通いの場の周知と充実を図ります。 ○医療・ケア・介護サービス・介護者支援 ・地域の認知症に関する医療提携体制の中核である認知症疾患医療センターや他医療機関、関係機関などと連携します。 ・認知症カフェなどを通じて、本人及び介護者が地域住民や専門職とつながれるよう支援します。また、社会参加の場として安心して参加できる場所として推進します。 ・資格を持たない介護従事者にも、認知症介護基礎研修受講が令和6年4月から義務化されるため、対象者に周知し、介護に関わる全ての方の認知症対応力が向上するよう周知啓発をしていきます。 ○認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ・若年性認知症の方が主体となって開催する本人ミーティングなどについて周知啓発を行い、本人の声を聞き、本人や家族支援の場として開催支援します。 ・本人の声や視点を重視し、本人の希望に応じた方法で地域に関わる(=社会参加)体制(=チームオレンジまつもと)を12の日常生活圏域で整備し「共生」の地域づくりを推進します。

(報告事項)

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
「安心・いきいきプラン松本」の策定について

1 趣旨

介護保険法に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法に規定する「高齢者福祉計画」について、現計画である第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第9期計画」という。）が令和8年度で期間満了となるため、次期計画となる第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第10期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の概要

介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、3年ごとに策定する計画で、厚生労働大臣の定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)に即して、高齢者が必要とするサービスを見込み、それに対応するサービス提供体制を策定するものです。

本計画の円滑かつ適正な推進により、高齢者等が住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる体制整備を図ります。

主な記載内容

- (1) 基本理念・基本目標
- (2) 高齢者人口・要介護者数の推計
- (3) 必要な介護サービス種類ごとの量の見込み
- (4) サービス提供のための施設整備計画
- (5) 地域支援事業の内容及び量の見込み
- (6) 介護保険料の設定
- (7) 地域包括ケアシステムの構築方針
- (8) 介護予防の取り組み
- (9) 認知症施策の推進

3 第9期計画（令和6～8年度）について

(1) 計画の趣旨

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見通しながら、第6期計画で定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成

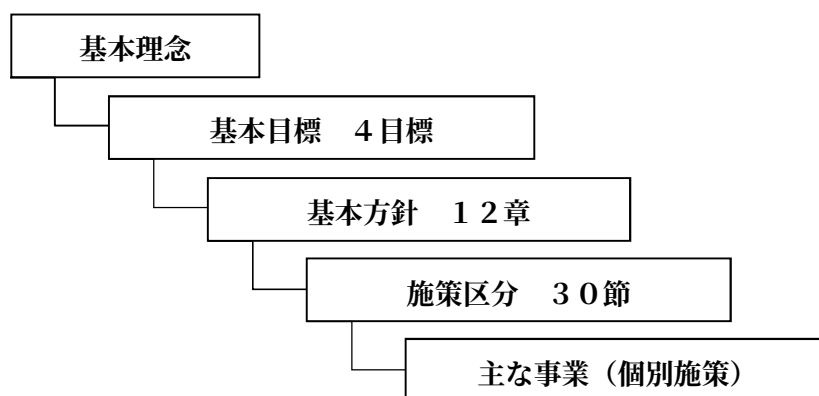
に向け、施策の充実を図り、第8期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画としました。



(2) 基本理念

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、更に、地域でつながる全ての人が支えあい、誰一人取り残さない地域福祉づくりを進めます。そして、「一人ひとりが自分らしく生き、シンカ（深化、進化しながら支えあうまち）」を目指します。

(3) 施策の体系



4 第10期計画（令和9～11年度）について

(1) 主な検討事項

全国的に見ると、85歳以上人口の増加とそれに伴う医療と介護の複合ニーズを抱える方、中重度の要介護度の方、認知症を抱える方や独居の高

齢者の増加に対応する必要があります。また、上記のような高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、より一層介護人材の確保が課題となっています。

このような中、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会では、次期制度改正に向けて、1「地域包括ケアシステムの推進」、2「認知症施策の推進・地域共生社会の実現」、3「介護予防・健康づくりの推進」、4「保険者機能の強化」、5「持続可能な制度の構築、介護人材確保、職場環境改善」の5つを主な検討項目としています。

(2) 本市の現状

本市の推計でも、85歳以上人口は2040年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。今後更に進展が予測される超少子高齢社会に対応するため、現計画で進めている取組みの充実・強化が課題です。

さらに、現在の施設整備計画の進捗状況と利用者ニーズ等を総合的に勘案し、より実効性の高い整備目標の再検討が必要です。

また、松本市第12次基本計画をはじめ、関連する諸計画と整合がとれた計画とします。

6 策定のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|--------------------------|
| R 7. | 1 1 | 社会福祉審議会に諮問 |
| | 1 2 | 高齢者実態調査の実施 |
| R 8. | 2 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 |
| | | ・ 諮問内容の協議 |
| | | ・ 進捗状況の報告 |
| | 5～9 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 |
| | | ・ 高齢者実態調査の報告 |
| | | ・ 計画案の協議 |
| | 1 0 | 市議会に計画案を協議 |
| | 1 1 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 |
| | | ・ パブリックコメント及び計画案の協議 |
| | | ・ 答申案協議 |
| | | 社会福祉審議会 答申 |
| | | パブリックコメントを実施 |
| R 9. | 1 | 市議会で、パブリックコメントの報告と計画案の協議 |
| | 2 | 市議会に条例改正（介護保険料改定）議案提出 |
| | 3 | 第10期計画策定 |

地域密着型サービス事業者等の指定について

1 地域密着型サービス事業者の指定更新について

ほっとハウスしまうちの家

実 施 主 体	株式会社北アルプスの風
所 在 地	島内5278-1
サ ー ビ ス 種 別	認知症対応型共同生活介護
指 定 有 効 期 間	令和7年10月1日から令和13年9月30日

2 地域密着型サービス事業者の廃止について

(1) かがやきデイサービス晴の家

事 業 主 体	長野県高齢者生活協同組合
所 在 地	里山辺1401番地
サ ー ビ ス 種 別	地域密着型通所介護
廃 止 日	令和7年7月31日

(2) ホームケアセンター城山

事 業 主 体	株式会社来福
所 在 地	宮渕3-8-2
サ ー ビ ス 種 別	地域密着型通所介護
廃 止 日	令和7年8月29日

3 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の新規指定について

(1) 訪問看護ステーションサルビア

事 業 主 体	社会福祉法人梓の郷
所 在 地	梓川俣3234番地15
サ ー ビ ス 種 別	訪問看護
指 定 有 効 期 間	令和7年5月20日

(2) 訪問看護ステーションあやめ松本

事 業 主 体	株式会社ファーストナース
所 在 地	宮田7-2 ブレインマンション宮田102
サ ー ビ ス 種 別	訪問看護
指 定 有 効 期 間	令和7年6月1日

(3) ホームケア居宅支援センター

事業主体	ホームケア株式会社
所在地	征矢野2丁目2番29-1号ArrowC
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年6月16日

(4) 居宅介護支援事業所ゆうゆう

事業主体	特定非営利活動法人 宅老所 遊々
所在地	寿北五丁目14-15
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年6月16日

(5) あくとケア 南松本

事業主体	株式会社 SOL
所在地	双葉12-25 メゾンただちや402号室
サービス種別	訪問介護
指定有効期間	令和7年7月1日

(6) あんずの木松本居宅介護支援事業所

事業主体	株式会社幸幸
所在地	神林2660-10 フレグランスミムラ203号
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年8月1日

(7) 訪問看護ステーションいま・ここ

事業主体	株式会社イマ・ココ
所在地	岡田町759-2
サービス種別	訪問看護
指定有効期間	令和7年8月20日

(8) あがたケアサポート

事業主体	合同会社三沢介護院
所在地	県二丁目4番7号
サービス種別	居宅介護支援
指定有効期間	令和7年9月15日

4 指定居宅サービス事業者の休止について

(1) フレイル予防センター

事業主体	フレイル予防センター合同会社
所在地	小屋南1丁目1番10号
サービス種別	居宅介護支援
休止日	令和7年7月1日

(2) デイサービスセンター竹の湯

事業主体	特定非営利活動法人介護福祉センターアイ
所在地	浅間温泉3-11-2
サービス種別	通所介護
休止日	令和7年8月31日

5 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の廃止について

(1) ニチイケアセンター松本中央

事業主体	株式会社ニチイ学館
所在地	筑摩2丁目33番15号
サービス種別	福祉用具貸与・特定福祉用具販売
廃止日	令和7年5月31日

(2) 訪問看護ステーションすずめ

事業主体	合同会社優風
所在地	波田5510番地1 サンビレッジB1階106号室
サービス種別	訪問看護
廃止日	令和7年6月1日